

業務管理体制の届出書類早見表

右の順で下表に当てはめる＝指定を受けたサービス(様式が決まる)⇒事業所の所在地(届出先が決まる)⇒事業所の数(内容が決まる)

サービス等の種別 〔根拠条文〕	提出書類※1	事業所等の展開 状況	届出先関係 行政機関	事業所等 の数 ※2	業務管理体 制の内容
障害福祉サービス 障害者支援施設 〔障害者総合支援法 第51条の2〕	様式第1号	事業所等が2以上 の都道府県に 所在	厚生労働省	1～19	①
				20～99	①+②
				100～	①+②+③
	↓ 1(1)の ①に〇	全ての事業所が 名古屋市内のみに 所在	名古屋市	1～19	①
				20～99	①+②
				100～	①+②+③
↑	上記以外	愛知県	1～19	①	
			20～99	①+②	
			100～	①+②+③	
一般相談支援事業 特定相談支援事業 〔障害者総合支援法 第51条の31〕	様式第1号	事業所等が2以上 の都道府県に 所在	厚生労働省	1～19	①
				20～99	①+②
				100～	①+②+③
	↓ 1(1)の ②に〇	全ての事業所が 名古屋市内のみに 所在	名古屋市	1～19	①
				20～99	①+②
				100～	①+②+③
↑	上記以外	愛知県	1～19	①	
			20～99	①+②	
			100～	①+②+③	
障害児通所支援 〔児童福祉法 第21条の5の26〕	様式第2号	事業所等が2以上 の都道府県に 所在	厚生労働省	1～19	①
				20～99	①+②
				100～	①+②+③
	↓ 1(1)の ①に〇	全ての事業所が 名古屋市内のみに 所在	名古屋市	1～19	①
				20～99	①+②
				100～	①+②+③
↑	上記以外	愛知県	1～19	①	
			20～99	①+②	
			100～	①+②+③	
障害児入所施設 〔児童福祉法 第24条の19の2〕	様式第2号	事業所等が2以上 の都道府県に 所在	厚生労働省	1～19	①
				20～99	①+②
				100～	①+②+③
	↓ 1(1)の ②に〇	全ての事業所が 名古屋市内のみに 所在	名古屋市	1～19	①
				20～99	①+②
				100～	①+②+③
↑	上記以外	愛知県	1～19	①	
			20～99	①+②	
			100～	①+②+③	
障害児相談支援事業 〔児童福祉法 第24条の38〕	様式第2号	事業所等が2以上 の都道府県に 所在	厚生労働省	1～19	①
				20～99	①+②
				100～	①+②+③
	↓ 1(1)の ③に〇	全ての事業所が 同一市町村内に 所在	当該市町村	1～19	①
				20～99	①+②
				100～	①+②+③
↑	上記以外	愛知県	1～19	①	
			20～99	①+②	
			100～	①+②+③	

〔届出先〕

厚生労働省 → 社会・援護局障害保健福祉部企画課監査指導室
 愛知県 → 健康福祉部障害福祉課 事業所・地域生活支援グループ
 名古屋市 → 様式第1号 → 健康福祉局障害者支援課指定指導担当
 様式第2号 → 子ども青少年局子ども福祉課子ども発達支援担当

〔業務管理体制〕

- ①法令遵守責任者の選任
- ②法令遵守規程の整備
- ③業務執行状況の監査の定期的な実施

※1 提出書類は同じ様式であってもサービス等の種別(根拠条文)ごとに作成し、それぞれの届出先に提出する。

※2 事業所数のカウント方法に注意(障害者支援施設、多機能型事業所、一般相談支援事業所など)